

マレーシア政府による日本産かんきつ類の輸入許可について

1 マレーシア政府による輸入規制

マレーシア政府は、輸入される「かんきつ」等 10 品目*に対し、同政府が発行する輸入許可証及び各国の植物防疫機関が発行する植物検疫証明書の提出を求める制度を、平成 27 年1月1日から導入。

輸入許可証の発行を受けるには、あらかじめ品目における種ごとの輸入登録申請が必要。

※大豆、トウモロコシ、カカオ、コーヒー、タバコ、綿、かんきつ、バナナ、ワラ、制限された品目の調製品(トウモロコシの穂軸、サゴ等)

2 日本産かんきつ類の輸出

これまで、輸入許可証が発行される日本産かんきつは「うんしゅうみかん」及び「レモン」のみ。

マレーシア政府に対し、輸入許可を申請していたところ、今般、「マンダリン」で輸入登録が許可された。

今後は、現地の輸入事業者が、輸入許可証の発行を受けることで、「うんしゅうみかん」「レモン」及び「マンダリン」の輸出が可能。

(参考)

今回の改正により、輸出が可能となった日本産かんきつ類。

うんしゅうみかん (*Citrus unshiu*)

レモン (*Citrus limon*)

マンダリン (*Citrus reticulata*)